

特別加入制度の対象範囲の拡大に関する検討事項

	芸能従事者	アニメーション制作従事者	柔道整復師
○業種全体の就業者数	○ 218,250人(平成27年度国勢調査)	○ 10,000人(推定)	○ 73,013人(厚生労働省平成30年衛生行政報告例)
○業務の範囲	○ 放送番組(広告放送を含む。)、映画、劇場、イベント会場、楽屋等において演技、舞踊、音楽、演芸その他の芸能実演や演出の提供、若しくは芸能製作に従事する者 ○ 具体的には、ロケ撮影地、劇場、イベント会場、スタジオ、楽屋等での事故が起こる可能性のある、俳優等の実演家、演出家及び撮影、照明、音響、舞台監督、録音、美術製作、記録、メイク等の芸能製作関係者及びマネージメント従事者を含むことを想定している。	○ アニメーションの制作の作業 ○ 具体的には、監督、演出、アニメーター(作画監督、原画、動画等のアニメ制作に係る作業)、仕上、美術、3DCG、撮影、編集、制作進行等を想定している。	○ 柔道整復師法に基づく厚生労働大臣の免許を受けた柔道整復師が行う事業 ※柔道整復とは、運動器(骨、関節、筋、腱、靭帯など)に加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折、脱臼、捻挫、打撲や軟部組織損傷の「患部」あるいは「受傷部」に「施術」を行うもの。
○災害の状況	○ 「日本俳優連合による実態調査アンケート」、「芸術家の健康に関する実態・ニーズ調査 調査報告書」(※1)による俳優の仕事の現場における事故例によれば、「のどボリープ・声かれ・炎症」「ヘルニア・椎間板損傷」「捻挫」「膀胱炎」といった回答が複数見られる。 ○ 怪我・故障が発生した原因としては「疲労」「使いすぎ」と活動を重ねることによるものが半数を超えている。 ※1 日本俳優連合へのヒアリングでは、重篤な事故を中心に紹介いただいていたことから、客観的な災害状況を把握するための資料として同団体より別途提供いただいたもの。	○ 日本アニメーター・演出協会の調査によるアニメ制作者の仕事の現場における事故例によれば、「腱鞘炎」「腰痛」「切り傷」といった回答が複数見られる。通勤時の災害も相当見られる。 ○ これらの怪我は、長時間繰り返し・同じ姿勢による事務的な作業によって生ずるものと考えられる。	○ 柔道整復師会の調査による柔道整復師の事故例によれば、施術中の事故としては、「患者の介助などにおける無理な体勢での動作による腰痛や腕の負傷」、「施術用ベッド移動時の打撲、転倒」、「施術中の手の捻り」等が見られる。また、通勤時の災害も相当程度見られる。 ○ 柔道整復の施術所における、労働災害の発生要因として、患者の介助する場合等での腰痛或いは治療機器等の配線や配置位置が原因となる躓き、転倒などとなっている。
○同種もしくは類似の既存の業種(特別加入区分を含む)	○ 「9418映画の製作、演劇等の事業」	○ 「9418映画の製作、演劇等の事業」 ○ 「9416前各項に該当しない事業」など「94その他の各種事業」	○ 「9431医療業」 ※歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、針師、灸師及び柔道整復師の施術所は、医療業に含まれる。
○特別加入団体の担い手の有無	○ 有(協同組合日本俳優連合を想定)	○ 有(一般社団法人日本アニメーター・演出協会を想定)	○ 有(公益社団法人日本柔道整復師会を想定)
特別加入団体の承認要件	○一人親方等又は特定作業従事者の数	○ 日本俳優連合の会員数は約2,600人(会員のほとんどは芸能プロダクション等に所属しているものの、全員が特別加入の対象として想定される。) ※その他関連団体多数あり	○ 会員1,160人のうち7割程度の約800人が特別加入の対象として想定される。
	○団体の組織運営方法等が整備されていること	○ 定款に構成員の資格、構成員の資格の得喪に関する規定あり。	○ 定款に構成員の範囲、構成員の資格の得喪に関する規定あり。
	○労災保険事務の処理が可能であること。 ―事業内容の観点 ―事務体制・財務内容等の観点	○ 定款に事業内容として「組合員の福利厚生に関する事業」との規定あり ○ 定款に組合員の出資に関する規定あり	○ 定款に事業内容として「アニメーション事業従事者の交流及び生活環境改善に資する相互扶助活動」との規定あり ○ 定款に毎月構成員が納める費用に関する規定あり
	○団体の主たる事務所の所在地	○ 東京都新宿区(北海道、名古屋、大阪に支部あり)	○ 東京都千代田区
※労働災害防止の措置について	○ 本部所在地近辺の特別加入者に対しては、会報による周知や勉強会を開催。本部から遠方であって、ブロック単位で特別加入者のいる地域や連携団体に対しては、年2回を目途に出張研修(双方向で質疑可能なオンライン実施含む)で実施すること等を検討 ○ 安全衛生・災害防止に関する説明パンフレットの作成を検討	○ 関東圏は約3ヶ月に1度程度でメルマガにて周知する。併せて、本部所在地から遠方であって、ブロック単位で特別加入者のいる地域については年に1回以上、実地で講習会等を開催することを検討	○ 地方への指示事項等については、当会の会長名で都道府県柔道整復師会会長あて文書により示し会員に周知しており、周知方法については既にルール化されている。具体的にはパンフレットの配布等を検討 ○ 日本柔道整復師会において、労災防止についての研修内容を検討し、都道府県柔道整復師会による現地研修の実施等を検討

労働省発徴第 12 号
基 発 第 94 号
平成 12 年 2 月 24 日
改正 基 発 第 0325008 号
平成 15 年 3 月 25 日
改正 基 発 第 0331036 号
平成 18 年 3 月 31 日
改正 基 発 0904 第 5 号
平成 21 年 9 月 4 日
改正 基 発 0320 第 1 号
平成 26 年 3 月 20 日
改正 基 発 0326 第 6 号
平成 27 年 3 月 26 日
改正 基 発 0229 第 2 号
平成 28 年 2 月 29 日

各都道府県労働基準局長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

労働大臣官房長
厚生労働省労働基準局長

「労災保険率適用基準」について

労災保険率の適用については、昭和 62 年 2 月 13 日付け労働省発徴第 6 号・基発第 59 号「『労災保険率適用基準』について」により、取り扱ってきたところであるが、その後における労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 16 条第 1 項に基づく大臣告示「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件」（昭和 47 年労働省告示第 16 号）の改正及び労災保険率適用関係の通達の発出等に伴い、今般、「労災保険率適用基準」を別添のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成 12 年 4 月 1 日から適用し、昭和 62 年 2 月 13 日付け労働省発徴第 6 号、基発第 59 号通達は廃止する。

第1章 労災保険率適用の基本原則

(省略)

第2章 労災保険率適用事業細目 (船舶所有者の事業以外の事業)

(省略)

第8 その他の事業

この分類には、林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業、運輸業、電気、ガス、水道又は熱供給の事業のいずれにも含まれない事業が該当する。

(省略)

8 (94) その他の各種事業

この分類には、その他の事業のうち他に分類されない事業が該当する。

(省略)

(3) (9418) 映画の製作、演劇等の事業

この分類には、各種の映画製作、ビデオの製作、演劇曲芸軽業、競馬等の娯楽の提供を行う事業が該当する。

(省略)

(11) (9431) 医療業

この分類には、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、看護業、療術業等の医療及び保健衛生に関するサービスを行う事業が該当する。

(省略)

(17) (9416) 前各項に該当しない事業

この分類には、その他の各種事業のうち前各項に該当しない事業が該当する。

なお、各種会社の本社、支社等の事務所、実業団体、労働団体、学術文化団体等の非営利団体、在日外国公館、検数業、代理商、仲立業、法律事務所、会計事務所、設計事務所等の専門サービス及び神社、寺院、教会等の宗教等の事業は、本分類に含まれる。

(省略)

(抄)

事務連絡
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課(室)長 殿

厚生労働省労働基準局労災管理課
労災保険財政数理室長

「労災保険率適用基準」の補足事項について

労災保険率の適用については、平成 28 年 2 月 29 日付け基発 0229 第 2 号「『労災保険率適用基準』について」により取り扱うこととしたところであるが、近年の事業の内容・形態の多様化等に鑑み、今般、労災保険率の適用の基本となる考え方を補足するとともに、事業の種類細目ごとに、該当する事業の内容を例示するので、労災保険率の適用業務において参考にされたい。ただし、本事務連絡に示す例は主なものであり、事業の内容が例として示されていないことをもって、直ちにいずれの事業の種類細目にも該当しないものと判断することのないよう留意されたい。

なお、本事務連絡は、「労災保険率適用基準」の補足であり、事業の主たる業態・種類又は内容等を考慮して事業の種類を決定するという労災保険率の適用の原則を変更するものではないことから、事業の種類については、引き続き個々の事業の実態を正確に把握の上、総合的に判断して決定するよう留意されたい。

1. 労災保険率適用の基本原則の補足解説

(省略)

2. 労災保険率適用事業細目の補足解説

(省略)

第8 その他の事業

(省略)

(94) その他の各種事業

(省略)

(9418) 映画の製作、演劇等の事業

[補足解説]

映画撮影所、小型映画フィルム製作所、映画フィルム制作、劇団、楽団等の娯楽の提供を行う事業は、本分類に含まれる。

また、映画、演劇のセットの制作・取付作業を行う事業は、原則として本分類に含まれる。

ただし、映画、演劇のセットの制作・取付作業のうち映画スタジオ等の屋外で行う作業にあつては業態により各々該当する事業の種類に分類される。

(省略)

(9431) 医療業

[補足解説]

歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、針師、灸師及び柔道整復師の施術所は、本分類に含まれる。

また、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事を行う動物病院は、本分類に含まれる。

(省略)

○昭和四十七年労働省告示第十六号(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十六条第一項の規定に基づく労災保険率表の細目)

(昭和四十七年三月三十一日)

(労働省告示第十六号)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)第十六条の規定に基づき、同規則別表第一(労災保険率表)の細目を次のように定め、昭和四十七年四月一日から適用する。

昭和三十七年労働省告示第三号(保険料率適用事業細目表)は、昭和四十七年三月三十一日限り廃止する。

労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の 種類の 番号	事業の種類	事業の種類 の細目	備考
林業	02又は 03	林業	A 木材伐出業 0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業 B その他の林業 0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業 0302 竹の伐出業 0304 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業 0303 その他の各種林業	
漁業	11	海面漁業((12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1101 海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1201 海面において定置網を用いて行う漁業 1202 海面において行う魚類の養殖の事業	
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	2101 金属鉱業 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛 ^{そう} 鉱、すず ^ひ 鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル ^ひ 鉱、ニツケル ^ひ 鉱、コバルト ^ひ 鉱、ウラン ^ひ 鉱又はトリウム ^ひ 鉱の鉱業 2102 非金属鉱業 りん ^ひ 鉱、黒鉛、アスファルト、硫黄、石膏、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土の鉱業 2103 無煙炭 ^ひ 鉱業 2104 れき青炭 ^ひ 鉱業 2105 その他の石炭 ^ひ 鉱業	(2601)砂 ^ひ 鉱業、(2602)石炭選別業及び(2603)亜炭 ^ひ 鉱業(亜炭選別業を含む。)を除く。
	23	石灰石 ^ひ 鉱業又はドロマイト ^ひ 鉱業	2301 石灰石 ^ひ 鉱業又はドロマイト ^ひ 鉱業	

	24	原油又は天然 ガス鉱業	2401 原油鉱業 2402 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産 業	
	25	採石業	2501 花こう岩、せん緑岩、斑 ^{はん} 糲 ^{れい} 岩、か んらん岩、斑 ^{はん} 岩、〔ひん ^{ひん} 〕岩、輝緑岩、 粗面岩、安山岩、玄武岩、礫 ^{れき} 岩、砂岩、 頁 ^{けつ} 岩、粘板岩、ぎよう灰岩、片麻岩、 蛇 ^{じゃ} 紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性 白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる 石の採取業 2502 その他の岩石又は粘土(耐火粘土を除 く。)等の採取業	(2604)砂利、 砂等の採取業 を除き、一貫 して行う岩石 又は粘土(耐火 粘土を除く。)の 破碎等の(49 01)その他の窯 業又は土石製 品製造業を含 む。
	26	その他の鉱業	2601 砂鉱業 2602 石炭選別業 2603 亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。) 2604 砂利、砂等の採取業	
建設事業	31	水力発電施 設、 ^{ずい} 隧道等新 設事業	3101 水力発電施設新設事業 水力発電施設の新設に関する建設事業及 びこれに附帯して当該事業現場内におい て行われる事業(発電所又は変電所の家屋 の建築事業、水力発電施設新設事業現場 に至るまでの工事用資材の運送のための 道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工 事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立 て又はすえ付けの事業、送電線路の建設 事業及び水力発電施設新設事業現場外に おける索道の建設事業を除く。) 3102 高えん堤新設事業 基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル 以上のえん堤(フィルダムを除く。)の新 設に関する建設事業及びこれに附帯して 当該事業現場内において行われる事業(高 えん堤新設事業現場に至るまでの工事用 資材の運送のための道路、鉄道又は軌道 の建設事業、建設工事用機械以外の機械 の組立て又はすえ付けの事業及び高えん 堤新設事業現場外における索道の建設事 業を除く。) 3103 ^{ずい} 隧道新設事業 ^{ずい} 隧道の新設に関する建設事業、 ^{ずい} 隧道の 内面巻替えの事業及びこれらに附帯して 当該事業現場内において行われる事業(^{ずい} 隧道新設事業の態様をもつて行われる道 路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等 の建設事業(推進工法による管の埋設の事 業を除く。))を含み、内面巻立て後の ^{ずい} 隧 道内において路面ほ装、砂利散布又は軌 条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の	

		ずい 隧道内における建築物の建設事業を除く。)	
32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業	(3103) ずい 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業	
34	鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業	(3103) ずい 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
35	建築事業((38) 既設建築物設備工事業を除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業((3103) ずい 3) 隧道新設事業の態様をもつて行われるものを除く。) 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りよう建設事業 イ 一般橋りようの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業((3507) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業 3505 工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体	

		<p>するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業</p> <p>3506 その他の建築事業</p> <p>イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業</p> <p>ロ たい雪^{おお}覆い、雪止め^{さく}柵、落石^{おお}覆い、落石^{さく}防止柵等の建設事業</p> <p>ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業</p> <p>ニ 煙突、煙道、風洞^{どう}等の建設事業 ((3103) 隧道^{ずい}新設事業の態様をもつて行われるものを除く。)</p> <p>ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業</p> <p>ヘ 門、塀、柵、庭園^{へい さく}等の建設事業</p> <p>ト 炉の建設事業</p> <p>チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業</p> <p>リ 信号機の建設事業</p> <p>ヌ その他の各種建築事業</p>	
38	既設建築物設備工事業	<p>3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。)</p> <p>イ 電話の設備工事業</p> <p>ロ 給水、給湯等の設備工事業</p> <p>ハ 衛生、消火等の設備工事業</p> <p>ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業</p> <p>ホ 工作物の塗装工事業</p> <p>ヘ その他の設備工事業</p> <p>3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業</p> <p>3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業</p>	
36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	<p>次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業</p> <p>3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業</p> <p>3602 索道建設事業</p>	
37	その他の建設事業	<p>次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業</p> <p>3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。)</p>	<p>(33) ほ装工事業及び(3505)工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に</p>

			<p>3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く。)</p> <p>3703 道路の改修、復旧又は維持の事業</p> <p>3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業</p> <p>3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業</p> <p>3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業</p> <p>3707 貯水池、^{でん} 鋳毒沈澱池、プール等の建設事業</p> <p>3708 水門、樋門等の建設事業</p> <p>3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業</p> <p>3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業</p> <p>3711 湖沼、河川又は海面の^{しゅんせつ} 浚渫、干拓又は埋立ての事業</p> <p>3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。)</p> <p>3719 造園の事業</p> <p>3713 地下に構築する各種タンクの建設事業</p> <p>3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業</p> <p>3715 さく井事業</p> <p>3716 工作物の解体事業</p> <p>3717 沈没物の引揚げ事業</p> <p>3718 その他の各種建設事業</p>	<p>使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。</p>
製造業	41	食料品製造業	4101 食料品製造業 4112 たばこ等製造業	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4201 繊維工業又は繊維製品製造業	
	44	木材又は木製品製造業	4401 木材又は木製品製造業	(6108)竹、 ^{とう} 籐又はきりゆう製品製造業を除く。
	45	パルプ又は紙製造業	4501 パルプ又は紙製造業	
	46	印刷又は製本業	4601 印刷又は製本業	
	47	化学工業	4701 化学工業	(42)繊維工業又は繊維製品製造業及び(6110)くずゴム製

			品製造業を除く。
48	ガラス又はセメント製造業	4801 ガラス又はセメント製造業	
66	コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業	
62	陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業	
49	その他の窯業又は土石製品製造業	4901 その他の窯業又は土石製品製造業	
50	金属精錬業((51)非鉄金属精錬業を除く。)	5001 金属精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。
51	非鉄金属精錬業	5101 非鉄金属精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。
52	金属材料品製造業((53)鋳物業を除く。)	5201 金属材料品製造業	一貫して(50)金属精錬業又は(51)非鉄金属精錬業を行うものを除く。
53	鋳物業	5301 鋳物業	
54	金属製品製造業又は金属加工業((63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55)めつき業を除く。)	5401 金属製品製造業又は金属加工業	
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業((55)めつき業を除く。)	6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	
55	めつき業	5501 めつき業	
56	機械器具製造業((57)電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)	5601 機械器具製造業	

		計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	
	57	電気機械器具製造業	5701 電気機械器具製造業
	58	輸送用機械器具製造業((59)船舶製造又は修理業を除く。)	5801 輸送用機械器具製造業
	59	船舶製造又は修理業	5901 船舶製造又は修理業
	60	計量器、光学機械、時計等製造業((57)電気機械器具製造業を除く。)	6001 計量器、光学機械、時計等製造業
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
	61	その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業 6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。) 6105 漆器製造業 6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業 6108 竹、 ^{とう} 籐又はきりゆう製品製造業 6109 わら類製品製造業 6110 くずゴム製品製造業 6115 塗装業 6116 その他の各種製造業
運輸業	71	交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業((7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。) 7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業 7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業 7105 船舶による旅客の運送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業 7106 その他の交通運輸事業
	72	貨物取扱事業((73)港湾貨物取扱事業及び(74)港湾荷役業を除く。)	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業 7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業

			7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業 7206 船舶による貨物の運送事業 7204 貨物の荷造り又はこん包の事業 7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業	
	73	港湾貨物取扱事業((74)港湾荷役業を除く。)	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業 7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業	一貫して(74)港湾荷役業を行うものを除く。
	74	港湾荷役業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業 7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業(一貫して行う(7401)沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。)	一貫して行う(73)港湾貨物取扱事業を含む。
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	A 電気業 8101 発電、送電、変電又は配電の事業 B ガス業 8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業 8103 天然ガス又はガスの供給の事業 C 水道業 8104 上水道業 8105 下水道業 D 熱供給業 8106 熱供給業	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業 9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業 9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((1)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業 9102 火葬業 9103 と畜業	
	93	ビルメンテナンス業	9301 ビルの総合的な管理等の事業	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業	

98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 卸売業・小売業 9802 飲食店 9803 宿泊業	
99	金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業	
94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品賃貸業 9423 写真、物品預り等の事業 9425 教育業 9426 研究又は調査の事業 9431 医療業 9432 社会福祉又は介護事業 9433 幼稚園 9434 保育所 9435 認定こども園 9436 情報サービス業 9416 前各項に該当しない事業	

改正文（昭和四十八年三月三十一日労働省告示第一五号）抄
昭和四十八年四月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年三月二十九日労働省告示第三一号）抄
昭和五十年四月一日から適用する。

改正文（昭和五五年二月二一日労働省告示第九号）抄
昭和五十五年四月一日から適用する。

改正文（昭和五七年二月一五日労働省告示第八号）抄
昭和五十七年四月一日から適用する。

改正文（昭和五八年二月二一日労働省告示第一五号）抄
昭和五十八年四月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年三月九日労働省告示第一〇号）抄
昭和六十年四月一日から適用する。

改正文（昭和六一年三月六日労働省告示第一〇号）抄
昭和六十一年四月一日から適用する。

改正文（平成四年三月五日労働省告示第一一号）抄
平成四年四月一日から適用する。

改正文（平成一〇年三月二日労働省告示第一六号）抄
平成十年四月一日から適用する。

改正文（平成一五年三月二五日厚生労働省告示第一一三号）抄
平成十五年四月一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三〇日厚生労働省告示第一九六号）抄
平成十八年四月一日から適用する。

改正文（平成二六年二月二五日厚生労働省告示第四〇号）抄
平成二十六年四月一日から適用する。

改正文（平成二七年三月二六日厚生労働省告示第一四三号）抄
平成二十七年四月一日から適用する。

改正文（平成二八年二月二九日厚生労働省告示第四三号）抄
平成二十八年四月一日から適用する。

抜粋

芸術家の健康に関する実態・ニーズ調査

December 2012 | NPO法人芸術家のくすり箱

調査報告書

Ⅱ. 演劇編

TOTAL HEALTH CARE
FOR ARTISTS JAPAN

1. 調査概要	1
2. 調査結果	2
(1) プロフィール	2
(2) 芸術活動による怪我・故障／身体の不調	3
i) 怪我・故障(治療経験のあるもの)	3
ii) 怪我・故障の治療とリハビリ	7
iii) 身体の不調(治療経験のないもの)	9
(3) コンディショニング・トレーニング	11
(4) 日常生活と健康状態	15
(5) 食事について	22
3. 調査のまとめ	28
資料編	31
(1) グループインタビュー	32
(2) 調査票	40

1 調査概要

● 調査目的

舞台公演を活動の中心とした劇団に所属する職業的俳優は、身体表現のために、日常生活の域を超えて身体の機能を駆使している。しかし、活動環境をみると、経済的にも社会的にも不安定であり、また団体で行う芸術ゆえにスケジュールの融通がききにくく、夜の公演や巡業など、生活が不規則になりがちである。その中であって、俳優活動に役立つ身体に関する知識や、トレーニング・コンディショニングの方法、健康管理の方法などを学び実践する機会は乏しい。劇団ごとに俳優養成教育を行っているところはあるが、現場の先達が自らの経験をもとに指導するスタイルが多く、その有効性に疑問をもちながら続けている場合もある。

このような背景をもつ俳優の、怪我や故障、トレーニング・コンディショニング、食生活などについて、実態を把握し、よりよい演劇活動を行えるよう状況を改善するために何が求められ、どんなアプローチ法が有効か探るべく、本調査を実施した。

[1] アンケート調査

・ 調査対象

公益社団法人日本劇団協議会加盟の61劇団のうち、所属俳優の人数が9名以上の劇団で、本調査への協力を承諾した36劇団の俳優

・ 調査方法

各団の事務局から団員へ調査票を配布、郵送による個別回収または各団体でとりまとめ回収。

・ 配布数 1,105部 (各団の事務局が指定した所属人数分または協力可能な人数分)

・ 回収数 有効回答数 208* (有効回収率18.1%)

*設問によっては、指定した回答数と合致しない回答を「無効」として集計から除いている。そのため、n数が異なる場合もある。

・ 調査期間 2012年4～6月

[2] グループインタビュー調査

・ 調査対象

アンケート調査回答者のうちグループインタビュー承諾者

[男性3名・女性2名 / 20代1名・30代3名・40代1名 / 中部地区1名・関東地区4名]

・ 調査日・会場

2012年9月11日 愛知芸術文化センター(愛知県名古屋市)[4ジャンル合同開催]

2012年9月18日 BIZ新宿(東京都新宿区)[ジャンル別開催]

・ 実施方法

参加者に対し、事前に調査結果のダイジェスト版を送付。当日はその資料に沿って、データと実情があっているか、自分の体験や、周りの同業者の体験などについて語る。

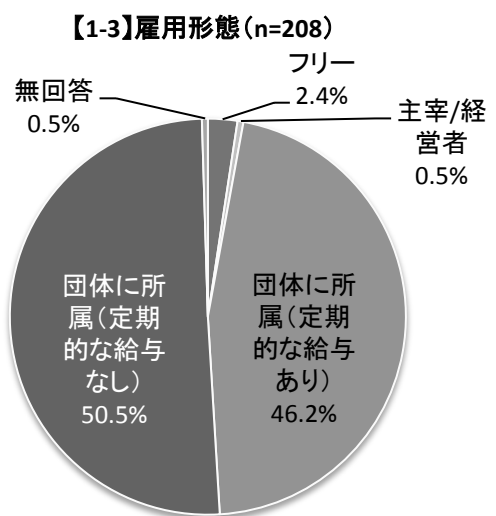
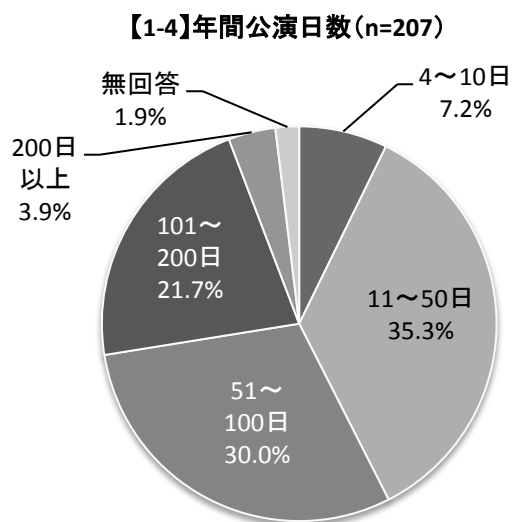
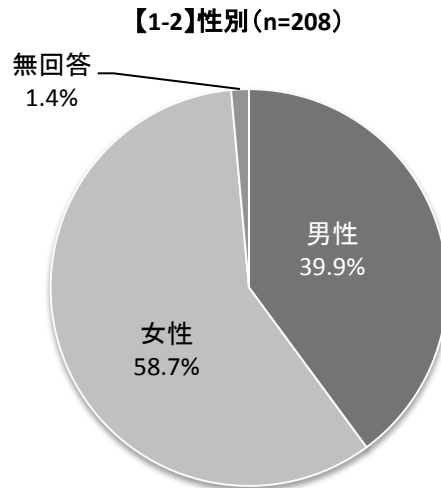
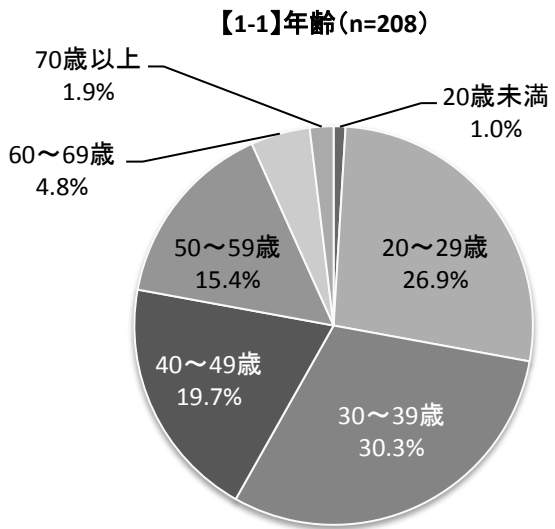
※当調査内の回答は、個人の体験に基づく表現によるもので、医学的には正確でない場合がありますことをご了承ください。

2 調査結果

(1) プロフィール

回答者の年齢は10代から70代まで幅広い。30代が最も多く3割(30.3%)を占め、次いで20代(26.9%)、40代(19.7%)、50代(15.4%)と続く【1-1】。60歳以上が6.7%いるのは、芸術分野の中でも演劇の特徴ともいえるだろう。男女比は女性が58.7%と少々多い【1-2】。団体に所属する人96.7%のうち、定期的な給与を得ている人(46.2%)、得ていない人(50.5%)はだいたい同じ割合である【1-3】。

1年間の公演日数は「11～50日」が最も多く(35.3%)、「51～100日」(30%)、「101～200日」(21.7%)と続く【1-4】。



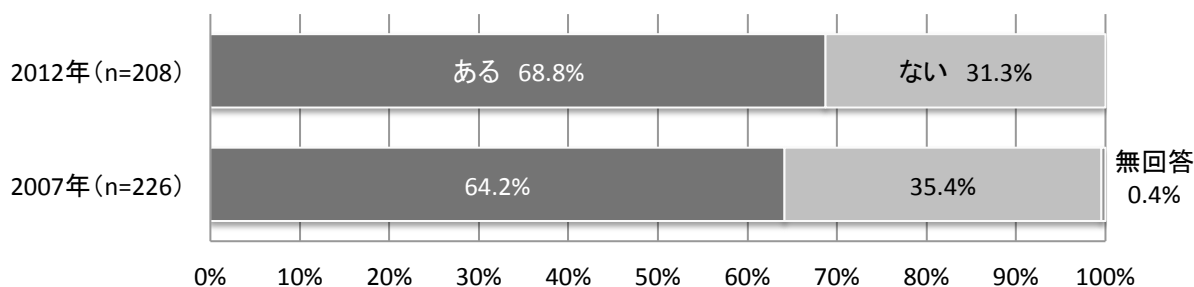
※「0～3日」は回答者なし

(2) 芸術活動による怪我・故障／身体の不調

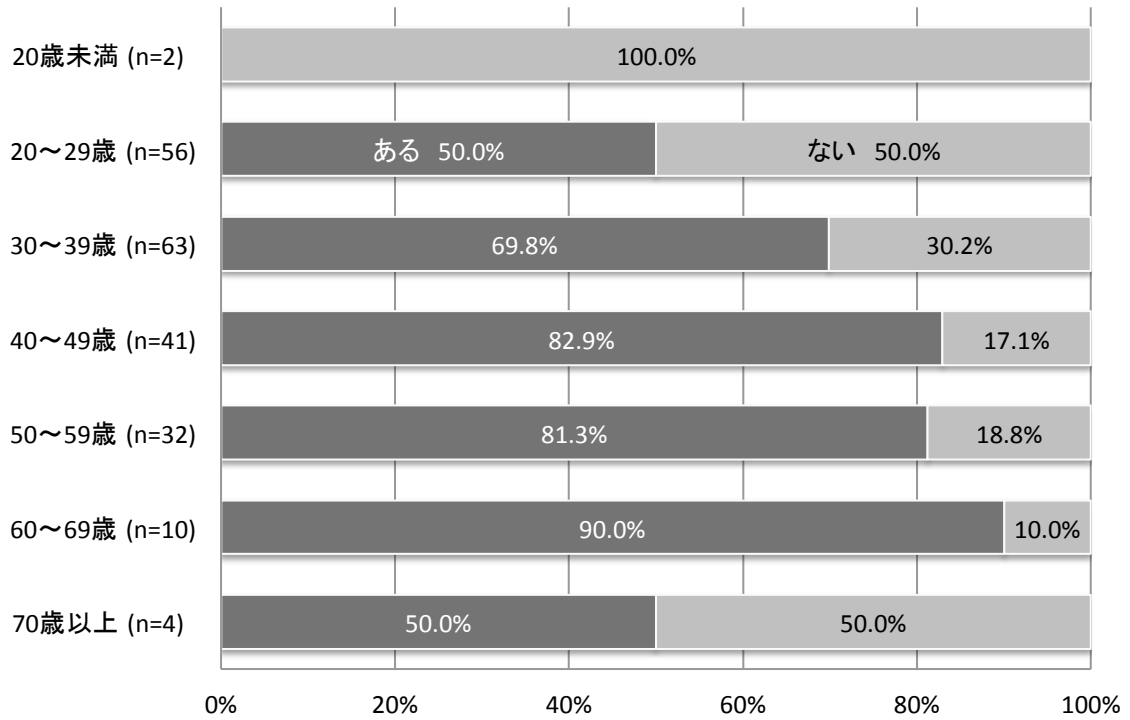
i) 怪我・故障(治療経験のあるもの)

芸術活動による怪我・故障で治療経験がある人は約7割いて、前回調査時(64.2%)と同様とみてよいだろう【2-1】。年代別にみると、20代が50%であるのに対し40代で80%以上となり、年齢があがるほど治療経験のある人の割合が高くなる傾向がみられる【2-2】。年間公演日数との関係を見ると、「4～10日」のグループは例外とすれば、公演日数が多いほど「治療経験あり」の割合が高くなる傾向にある【2-3】。

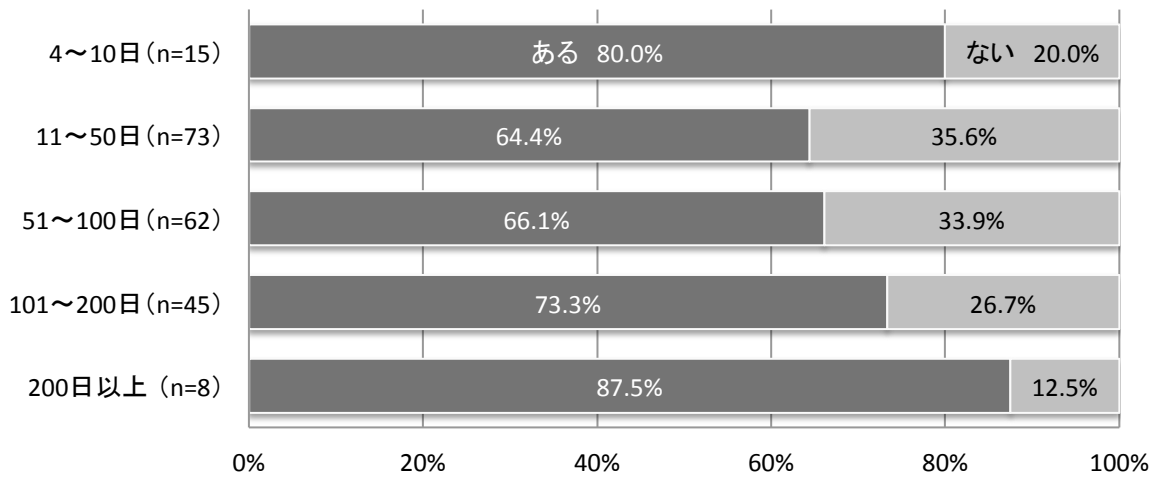
【2-1】芸術活動上の怪我等による治療の経験(前回調査比較)



【2-2】芸術活動上の怪我等による治療の経験(年齢別)

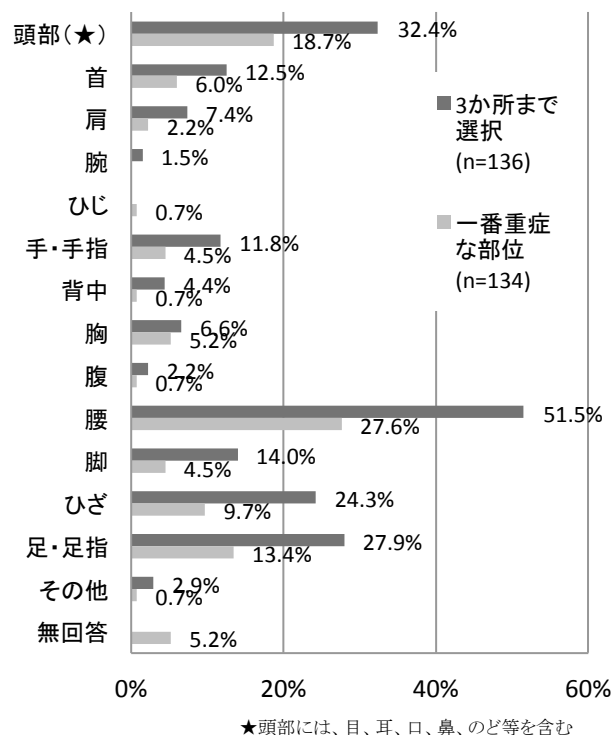


【2-3】芸術活動上の怪我等による治療の経験(年間公演日数別)



治療経験がある人について、その部位(3か所まで選択)を見ると、「腰」が最も多くほぼ半数(51.5%)であった【2-4-1】。次いで、「頭部」(32.4%)、「足・足指」(27.9%)、「ひざ」(24.3%)の順で、2割以上であった。「一番重症な部位」も、「腰」「頭部」「足・足指」「ひざ」の順に多く、その傷病名は、「腰」は「ヘルニア・椎間板損傷」と「ぎっくり腰」の他、「腰痛」「坐骨神経痛」など複数があげられ、「頭部」では「のど」に集中し、「ポリープ・声嘎れ・炎症」が多い【2-4-2】。前回調査と比較すると、「足・足指」が前回(36.6%)よりも約8%減っているほかは、全般として部位、傷病名とも変わらない【2-5】。

【2-4-1】怪我・故障を治療した身体の部位
(【2-1】「治療経験あり」の回答者)



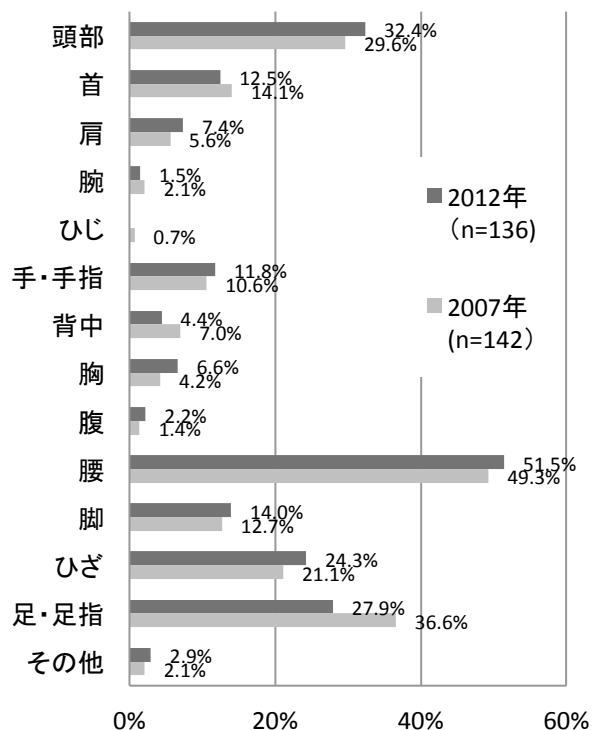
【2-4-2】「一番重症な怪我・故障」の傷病名
(自由記述)

頭部	のどポリープ・声嘎れ・炎症	14
	目に傷・角膜擦傷・網膜静脈血栓	4
	唇裂傷	1
	歯が折れた	1
	裂傷・炎症	2
首	頸椎ヘルニア・捻挫	3
	むち打ち	2
	骨のずれ	1
腰	ヘルニア・椎間板損傷	9
	ぎっくり腰	8
	腰痛	7
	骨折	2
	打撲	2
	坐骨神経痛	2
	脊椎分離症	1
	脊柱管狭窄症	1
	筋肉疲労	1
ひざ	靭帯損傷	4
	半月板損傷	4
	打撲	1
	軟骨損傷	1
	水がたまった	1
	炎症	1
足・足指	捻挫	8
	骨折	7
	打撲	2
	筋損傷	1

※「一番重症な部位」上位5部位についての自由記述
※傷病名は回答者本人の記述を記載

一番重症な怪我・故障が発生した原因は、「疲労」(27.1%)、「使いすぎ」(24.3%)と、活動を重ねることによるものが半数を超える(計51.4%)。一方で「誤った身体の使い方」(15.0%)、「技術的な失敗」(14.3%)と、原因はさまざまである【2-6】。「その他」には、「本番で共演者と衝突」、「(舞台装置の)階段がはずれる」など舞台上で起こる事故的なものや、「トラックから落ちる」「搬入時に(機材)落下」など、裏方仕事での事故もあがった。また、「人間関係」「ストレス」など、メンタル面も「その他」のなかにあがっている。

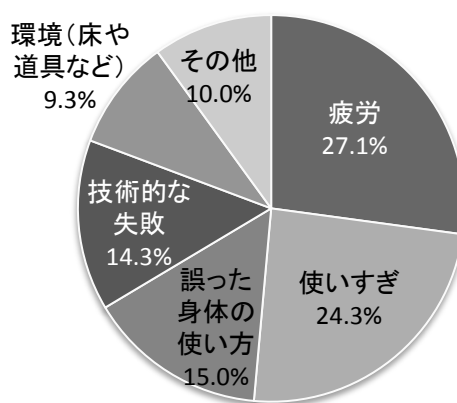
【2-5】怪我・故障を治療した部位
—3か所まで選択(前回調査比較)



【グループインタビューより】

- 2か月続く地方公演中に肉離れ。その場にあったリノリウムを固定するためのテープを巻いてステージを続けた。
- 捻挫程度なら、黙って舞台に出続ける人が多い。
- 八百屋舞台(傾斜している舞台)の上にいると、足や腰を痛める。

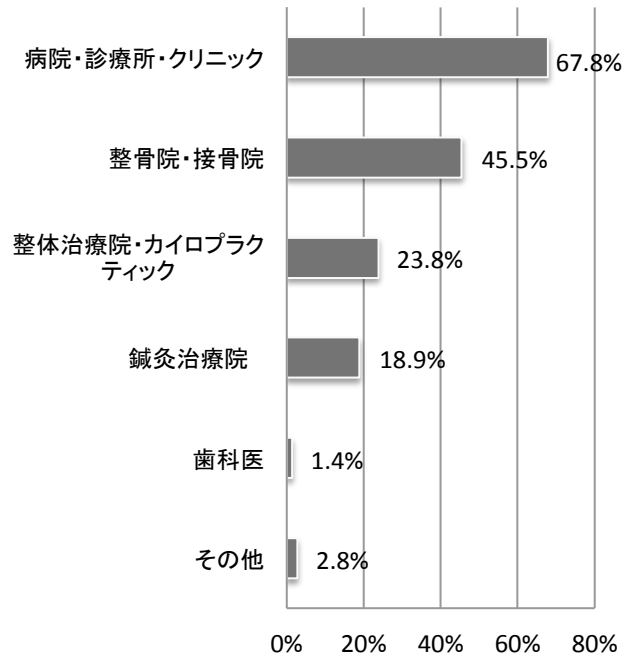
【2-6】「一番重症な怪我・故障」の
主な発生原因(n=140)



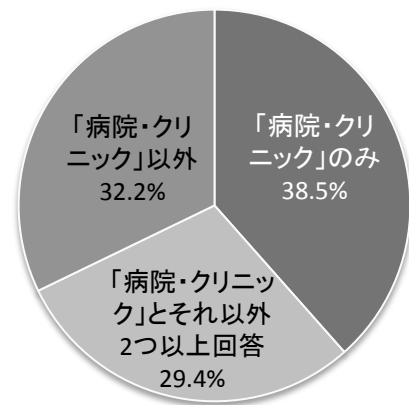
ii) 怪我・故障の治療とリハビリ

一番重症な怪我・故障の治療のためにかかった施設は、「病院・診療所・クリニック」(67.8%)が最も多く、次いで「整骨院・接骨院」(45.5%)であった【2-7-1】。「病院・診療所・クリニック」のみの人は約4割で、他の施設と組み合わせ合わせた人が約3割、残りの約3割は病院・クリニック等には行っていない【2-7-2】。

【2-7-1】「一番重症な怪我・故障」の治療の場所(複数回答、n=143)



【2-7-2】「一番重症な怪我・故障」の治療の場所」回答内訳(n=143)



【グループインタビューより】

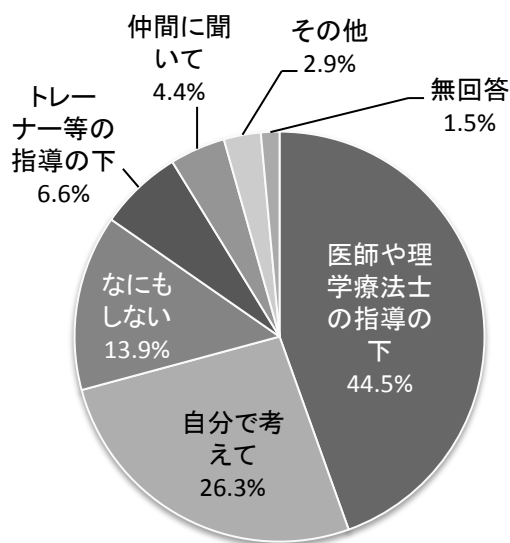
- 怪我を治すまでと、メンテナンスのために通う先を分けている。
- 整骨院を選ぶのは、保険がきくため。
- 病院は骨折以外は、湿布をくれるくらいしかできない。
- いい先生であっても、遠方であったり、有名で予約が取れないなど、通いやすいとは限らない。近くにいい機関があって欲しい。
- 自分が俳優でこういう仕事をしている、と伝え、「ここが固いと声が出にくいからほぐして欲しい」など、どうして欲しいかしっかり要望する。そういうコミュニケーションで先生も一生懸命応じてくれるようになった。
- 若い頃はお金がないから病院にも行けないという事情もあったが、それが年をとってくるとやはり影響してきている。若い人には「小さなことでも病院へ行け」と最近言っている。

リハビリの方法は、「医師や理学療法士の指導の下」(44.5%)が最多であり、保険治療の範囲でリハビリも行っていることがうかがえる。

一方で、病院以外の専門家の指導を受ける「トレーナー等の指導の下」は6.6%と少なく、「自分で考えて」(26.3%)や「仲間にきいて」(4.4%)を合わせて3割の人はセルフケアで行っている【2-8】。

「治療やリハビリの過程において困ったこと、悩んだこと」を自由記述でたずねた結果は【2-9】のとおり。「休めない・治療の時間がとれない」(17人)、「周りの人間の理解不足・人間関係」(3人)など、活動を優先することが望まれる状況がうかがえる。「金銭面」(17人)は、治療費と、休むと収入がなくなるという2つの側面で切実な問題となっている。「治療面」では、「完治しない・完治に時間がかかる」(7人)や、「医師の演劇活動への理解不足」(2人)など、俳優の活動特性をふまえた治療を受ける機会が不足している状況がうかがえる。

【2-8】治療経験者のリハビリ方法(n=138)



【グループインタビューより】

- ・降板すると無収入となるため、無理してしまう。
- ・地方公演では、現地の医療機関に行かざるを得ず、かかりつけに行けない。
- ・代わりがないので休めず、治したくても公演が終わった後に病院に行くくらいしかできない。
- ・原因は職業上の疲労と思われるが、特定が難しく、治療費は自己負担した。
- ・治療費が負担になり、途中で治療も続けられなくなる。

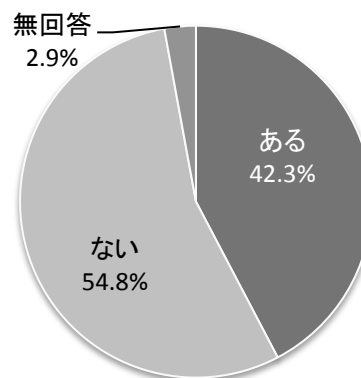
【2-9】治療やリハビリで困ったこと(自由記述)

活動環境	20 休めない・治療の時間がとれない	17
	周りの人間の理解不足・人間関係	3
金銭面	17 治療費負担(保険がきかない、を含む)	13
	収入減	4
治療面	11 完治しない・完治に時間がかかる	7
	医師の演劇活動への理解不足	2
	リハビリ・日常的なケアがわからない	2
その他	ケガの他の部位に負担がかかって痛めた 他	5

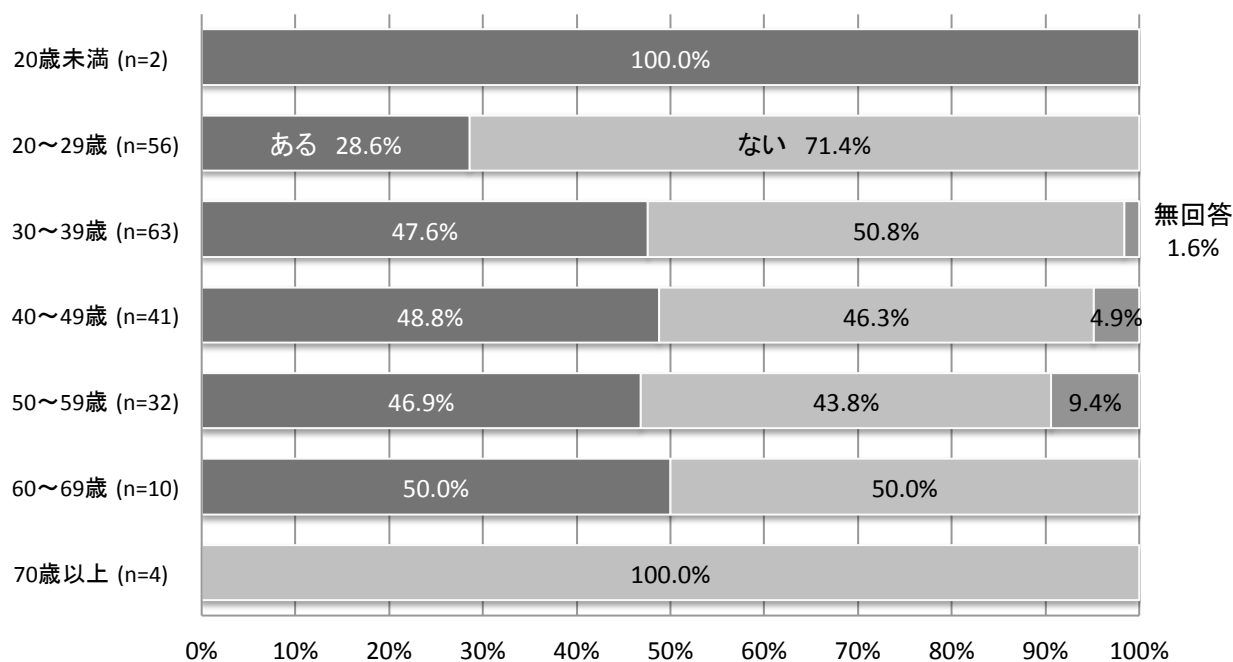
iii) 身体の不調(治療経験のないもの)

治療経験はないものの「芸術活動による身体の変化・不調がある」人は42.3%であった【2-10】。年代別では、20代(28.6%)が少ないが、30代以上は年代によらずほぼ半数がなんらかの不調をうたっている【2-11】。不調がある部位も、「怪我・故障」同様に「腰」(46.6%)をあげた人が最も多く、次いで「頭部」(25.0%)、「ひざ」(21.6%)があがった【2-12】。症状は「腰痛」(25人)と、「のど・声嘎れ・痛み・疲労」(16人)が多く、要治療予備軍も多く含まれる可能性がある【2-13】。

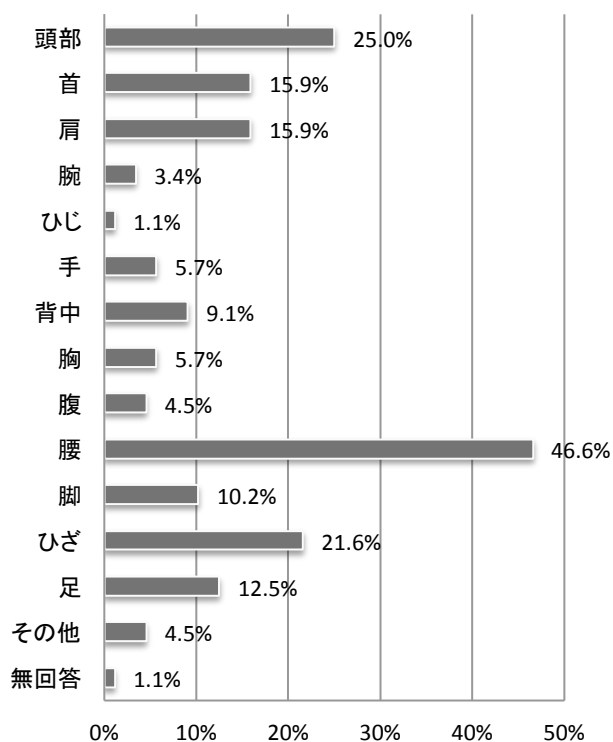
【2-10】芸術活動による身体の変化・不調(治療経験のないもの)(n=208)



【2-11】芸術活動による身体の変化・不調(年齢別)



【2-12】芸術活動による身体の変化・不調がある場合の部位(複数回答、n=88)



【2-13】身体の変化・不調の症状(自由記述)

頭部	のど・声の嘎れ・痛み・疲労	16
	頭痛	3
	歯	1
	脳圧上昇	1
首	こり・痛み・だるさ	9
	ヘルニア	1
	むち打ち	1
肩	こり・痛み	11
	関節のずれ	1
腰	腰痛	25
	はり・こり・疲れ	4
	ぎっくり腰	1
	打ち身	1
	坐骨神経痛	1
脚	痛み・筋肉痛	3
	はり・むくみ	3
	擦り傷	1
	打撲	1
	肉離れ	1
ひざ	痛み・関節痛	11
	擦り傷	1
	打撲	1
	動かしにくい	1
足	捻挫	3
	痛み	2
	指の変形	1
	足首のはれ	1
	動かしにくい	1
	疲労	1
	しびれ	1

※上位7部位についての自由記述